

増田地区

交流センター通信

発行・編集：
 横手市増田地区交流センター運営協議会
 (増田地区多目的研修センター内)
 TEL 0182-45-5556
 FAX 0182-45-5560



増田にもやっと桜や色とりどりの花々が咲きそろう時期がやってまいりました。また、新学期も始まり、子どもたちの明るく、元気な声が聞こえてきます。今年度の当交流センター事業は、昨年度と同様に新型コロナウイルスの終息が見えない中での事業展開となりますが、計画するすべての事業が開催できることを願うばかりです。今年度も皆様の変わらないご支援、ご協力のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。



「令和3年度増田地区交流センター運営協議会総会」は、書面議決により表決!!

今年度の総会は、新型コロナウイルス感染を考慮し昨年度と同様に書面議決により表決を行いました。その結果、「令和2年度事業報告及び収支決算報告」並びに「令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)」は可決されました。これにより、いよいよ新年度がスタートします。

以下により、令和2年度の主な事業活動報告を写真で、本年度の各部会の主な事業計画を文書によりご紹介致します。

令和2年度事業活動報告

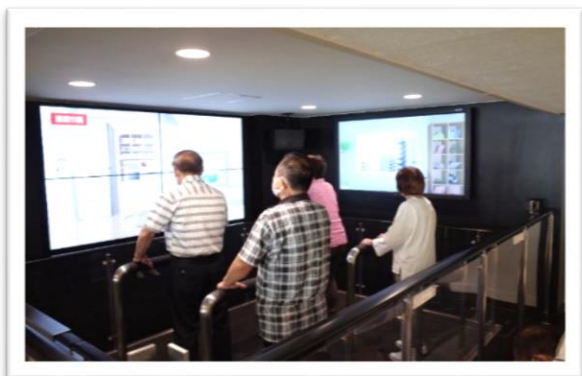
令和2年6月27日(土)

「花いっぱい運動」(増田町婦人会共催事業)



令和2年7月17日(金)

「秋田県防災学習館視察研修(他、TDK歴史みらい館)」



令和2年7月4日(土)

「ホテル観察会 in 狙半内」



令和2年8月6日(木)・10月8日(木)

「ネットワーク会議(町内会代表者との会議)」



令和2年8月～11月（各月1回開催）
「ヨガ体験教室」



令和2年9月18日（金）
「増田地区民俗芸能鑑賞会」（増田中学校）



令和2年10月4日（日）
「わくわくウォーキング in 羽後町」



令和2年10月10日（土）
「自然観察会(真人山クリーンアップハイキング)」



令和2年11月4日（日）
「視察研修会」

((株)クツザワ、成瀬ダム、クリーンプラザよこて)



令和2年12月12日（土）
「防災についての勉強会」



令和3年1月17日（日）

「環境講演会（真人山四季の自然から）」



令和3年2月17日（水）

「ポーセラーツ体験講座」



令和3年度事業計画(概要)



今年度は特に、一昨年度実施した増田地区自治会の役員等を対象にしたアンケート調査の中で要望されている事項等を取りあげ、各部会でそれぞれ目標を立て、継続事業の他、新規事業も計画しながら事業展開を図っていきます。

■文化部

- 伝統芸能後継者育成事業
 - ・増田小学校で小学生を対象とした増田地区民俗芸能鑑賞会の開催。
- ミニ企画展
 - ・増田地区内で各種活動している方々の写真及び作品展等の開催。
- 歴史・文化事業
 - ・高橋友鳳子展の開催。(4地区交流センター及び増田生涯学習センター合同事業)



■環境部

- 花いっぱい推進事業(増田町婦人会共催)
 - ・国道342号線沿いの増田中学校近隣の土地での花壇整備。
- ホテル観察会及びホテルマップ作成
 - ・狙半内地区内でのホテル観察や14年前に作成したホテルマップの改訂版の作成。
- 親子自然観察会 ○環境講演会 ○真人山のパンフレット作成



■企画・研修部

- 地区交流センターまつり ○ワインパーティー(仮称) ○各種研修会の企画・開催

■スポーツ・レクリエーション部

- わくわくウォーキング ○ニュースポーツ体験会 ○エンジョイ事業
- 創作講座

■住民生活部

- ハード事業の選定
- 防災事業
 - ・防災についての研修及び自主防災組織設立に向けての取り組み
- ネットワーク会議(町内会代表者会議)
 - ・増田地区各町内会の活動推進と町内会同士の情報共有及び親睦、交流を図ると共に町内会及び増田地区交流センターの事業に資するための会議の開催。



■その他(事務局等)

- 増田地区交流センターのホームページの管理運営
 - ・インターネットに「増田地区交流センター」と打ち込み検索してください。
- 増田地区交流センター活動のPR
 - ・「増田地区交流センター通信」や各種チラシの発行。
- 4地区交流センター合同連絡会の実施
 - ・増田地域内の4地区交流センターの情報交換や共通認識を深めるため、年数回の会議の開催。





◆◆ちよっと雑学◆◆



◇春にちなんで、桜に関する豆知識です。

知識1 最もポピュラーな桜の品種、“染井吉野(ソメイヨシノ)は、奈良県・吉野が起源？

確実な記録ではないようですが、奈良県の桜の名所・吉野にちなんで「吉野桜」と命名され、江戸末期に染井村(現在の豊島区)から売り出された栽培品種というのが有力説です。ですから、“染井吉野”は生粋の江戸っ子なのです!!

知識2 街で見る桜に、なぜサクランボができないの？

普段食べているサクランボは、実はヨーロッパや北西アフリカに自生する“セイウミザクラ”という桜の果実なのです。日本の桜も条件が整えば結実するのですが、いちばんポピュラーな“染井吉野”は接木(つぎき)によって増殖され、すべての個体と同じ遺伝子を持つ、いわば“クローン”です。自分と同じ遺伝子を持つ花粉は受粉できないとされており、同じ“染井吉野”ばかり植樹されている場所では実がならないのです。

【お知らせ】



昨年度もセンター通信でお知らせ致しましたが、『増田地区多目的研修センター』の使用料等は下記のとおりとなっております。皆さん、今年度もお気軽にご利用下さい。

◆利用時間 : 午前8時30分～午後10時00分 (1時間単位の利用区分になります。)

◆使用料

室名		1時間あたり使用料金		備考
		一般	営利目的	
1階	多目的ホール	550円	1,650円	○料金は、冷暖房料を含みます。 ○使用者が、市外の方は、料金が2倍になります。 ○酒席を伴う場合は、減免の対象にはなりません。
	教養室(和室)	150円	450円	
2階	青年婦人研修室(和室)	150円	450円	
	農業指導研修室	150円	450円	
	談話室	150円	450円	
1階	生活改善実習室(調理室)	150円	450円	

◆使用料の免除・減額団体

100%免除	50%減額
<ul style="list-style-type: none"> ○市(教委含む)及び市議会が主催、共催する事業 ○市立保育園、市内小・中学校の活動及び所属する教職員の活動 ○市内小・中学校の部活動、スポーツ少年団活動、市内小・中学校体育連盟 ○自治会(町内会、子供会、青年会を含む) ○共助組織、地区交流センター運営協議会 ○生涯学習活動推進団体 	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の高校の活動及び所属する教職員の活動 ○保護者会(市内の保育園、小・中学校、高校(学年やクラス単位の保護者会、部活動・スポーツ少年団保護者会を含む)等

※ ご利用に際しましては、増田地区多目的研修センター事務所に「許可申請書」を提出し、使用後は「センター利用報告書と利用者名簿」(センター玄関ホール内にあります)をご提出下さい。

増田地区多目的研修センター事務所

(電話) 45-5556

(FAX) 45-5560

